奨学のための給付金制度のお知らせ

この制度は、国の「高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)」事業として、平成26年4月以降に公立高校へ入学した生徒の保護者等の方を対象とした**返還不要**の給付金を支給するものです。授業料以外の教育に必要な経費の経済的負担の軽減を図るため、以下の条件に該当する保護者等の方に年に一度、給付金を支給します。支給を受けるには年度ごとに申請が必要となりますので、対象となる方は忘れずにご申請ください。

対象となる方 平成26年4月1日以降に入学し、令和6年7月1日現在で在学している高校生等の保護者(子に対して親権を行う者または未成年者後見人、生徒の就学に要する経費を負担すべき者)等で、以下の全ての条件に該当する方。

- 1 支給年度の7月1日時点で、保護者等が山梨県内に住所を有していること
- 2 以下のいずれかに該当する世帯であること:
 - ・生活保護(生業扶助)を受給している世帯
 - ・保護者等全員の令和7年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が105,500円未満(年収約380万円未満)の世帯
 - ・保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が 264,500円未満(年収約600万円未満)であり、かつ扶養する子が 3人以上いる世帯
 - ※「扶養する子が3人以上いる世帯」とは、市町村民税に係る生計維持者の扶養する子の数が3人以上であり、かつ生徒が生計維持者に扶養されている場合を指します。

※ ただし、以下のいずれかに該当する場合は給付金を受け取ることはできません。

- ・ 児童福祉法による「児童入所施設措置費等国庫負担金」の支弁対象となる高校生等で、 見学旅行費又は特別育成費が措置されている方(ただし母子生活支援施設の高校生は 除く)
- ・ 高校生等が令和7年7月1日に休学している場合(ただし11月末日までに復学し、奨学給付金の申請をした場合は対象となります)
- 高等学校等を卒業または修了したことがある方

支給回数 1人の高校生等につき年1回、通算3回(ただし、定時制及び通信制の高等学校に通う高校生等は通算4回、専攻科に通う生徒高校生等は2回)を上限とします。

基準日 令和7年7月1日現在の状況により審査いたします。

提出・審査結果について 申請書等は高校事務室を通じて配布します。対象となる 方は、申請書の他、裏面に記載されている書類を学校が指定した日までに郵送または持 参して学校に提出してください。

書類を審査した後、審査結果を通知します。認定された方には、12月末までに給付する予定です(支給は年に一度です)。

注意 保護者等の住所が県外にある場合は山梨県の高校へ提出せず、住所のある都道 府県の教育委員会等の指示に従って提出してください。

上記の7月1日現在の状況による審査のほか、家計急変により収入が激減した世帯に対しての審査・認定もあります。詳しくは、高校教育課または学校にお問い合わせください。

区分	学校区分	1人あたり支給額 (年額)		
生活保護(生業扶助)受給世帯の高 校生等	全日制·定時制· 通信制	32,300円		
県民税所得割及び市町村民税所得割	全日制•定時制	143,700円		
が非課税の世帯の高校生等	通信制	50,500円		
(生活保護受給世帯を除く)	専攻科	50,500円		
道府県民税所得割額及び市町村民税 所得割額の合算額が 105,500 円未 満の世帯の高校生等 (生活保護受給世帯を除く)	専攻科	10,100円		
道府県民税所得割額及び市町村民税 所得割額の合算額が264,500円未 満であり、かつ扶養する子が3人以 上いる世帯の高校生等 (生活保護受給世帯を除く)	専攻科	10,100円		

申請に必要な書類

ı	(1)	个	吕	共温	で持	早出	4	ス	±.	$\boldsymbol{\sigma}$
١) 'Ŧ'		** 1H	1 (` t)	ᇎᅜ	g	つ	+,	U J

- □ 申請書(高校生等1人につき1枚提出)
 対象となる高校生等が複数いる場合は、それぞれの申請が必要です。
 □ 口座振込依頼書および通帳等の写し
 □ 委任状(学校で給付金を授業料以外の教育費と相殺する場合)
 □ 高校生等が県外の公立高校等へ在学している場合のみ「在学証明書」
 (2)「生活保護(生業扶助)」を受けている世帯のみ提出するもの
 □ 「生活保護法第36条の規定による生業扶助(高等学校就学費)受給証明書」(令和7年7月1日以降に証明を受けたもの)
 ※ 生活保護受給証明書に生業扶助の記載がある場合は代わりに使用できます。
 生活保護受給証明書の生業扶助については、証明書発行時に申告しないと記
- (3) 道府県民税及び市町村民税の所得割額の合算額で審査する世帯のみ提出するもの

載されない場合があるので、発行窓口で記載を行うように申請してください。

□ 課税証明書

提出先:山梨県立甲府工業高校 事務室 電話番号 055-252-4896